

いまやろ！くるみん【No.7】

平成27年2月1日発行



愛媛労働局雇用均等室

日ごとに寒さが厳しくなってきます。みなさま無理をなさらぬようお気を付け下さい。

さて、昨年度から発行してきた「いまやろ！くるみん」も今回で第7号となりました。本号では 新しいくるみんマークや育メン特集、12月に認定した芙蓉海運の情報など・・・たくさんの情報を発信していきたいと思いますので、是非ご覧いただき、引き続き仕事と家庭の両立にご尽力いただきますようお願いいたします。

BIGニュース!!

平成27年4月1日...

新「くるみん」と「プラチナくるみん」が誕生!!

「くるみん」の認定基準が見直され、マークも一新されました。認定の回数が☆で表示されます。

新しく誕生した「**プラチナくるみん**」はくるみん認定企業の中でも特に次世代育成支援対策が優良な企業に与えられるマークです。
マントの色は12色あり、好きな色を選べます!!

「くるみん」と「プラチナくるみん」の詳しい認定基準はこちらへ

URL : http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/kurumin_20141202.pdf

愛称:「プラチナくるみん」

くるみんやプラチナくるみんを取得すると税制優遇措置(くるみん税制)が受けられます!!

くるみん税制については、平成27年度より3年間、**新たな税制優遇制度が講じられる予定**となっています。詳細は決定次第HP等でお知らせいたします。
詳しくお聞きになりたい方はぜひ雇用均等室までご連絡ください。

Q&A

Q: 行動計画の4月1日以降の届出はどうするの?

A: ①行動計画が平成27年3月31日以前に始まる場合は旧様式で提出してください。

②行動計画が平成27年4月1日以降に始まる場合は策定届の新様式で提出してください。

※4月1日以降も旧様式は使用できますが、新様式で定められた内容をすべて記載していただく必要があります。

Q: 4月1日以降の認定申請はどのようにすればいいの?

A: 次のようになりますのでご注意ください。

行動計画期間	適用基準	申請用紙
平成27年3月31日までの終期	改正前基準	改正前様式
平成27年4月1日をまたぐ行動計画期間	改正前基準又は改正後基準(事業主が選択可)	選択した基準の様式
平成27年4月1日以降の始期	改正後基準	改正後基準

一般事業主行動計画策定・変更届の新様式はこちらへ

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

イクメン特集

育てる男が、家族を変える。社会が動く。



イクメンプロジェクトとは

育児に関わっていきいたいと思う男性の多くなっており、制度改正により男性も育児休業を取りやすくなっています。このような環境づくりを社会全体で、より積極的に取り組んでいくためのプロジェクトです!

サイトを中心に男性の育児体験談や企業の取組等を発信しています。ぜひご活用ください!

URL : <http://ikumen-project.jp/index.html>

もしくは「イクメンプロジェクト」で検索!





●野間社長の育児短時間勤務体験談と今後の抱負



本来経営者なので就業規則は適用にはなりません、第2子誕生の際、出産後実家に戻った妻（他社で働いており育児休業中）に代わって2歳の長男と40日間二人で暮らしてみました。体制はつくっているものの、実際に子育てしながら仕事をするとうなるのか試してみたかったのもありました。おむつや食事の世話自体には問題はかんじなかったものの、**とにかく子供は段取りどおり、時間どおりに行動はしてくれないのを痛感**。どんなに早起きしても保育園に送ってから定時に出勤するのは不可能とわかり、社員の人たちに断って育児短時間勤務の体験運用をしてみました。

乳幼児は大人と違っておなかが減ると我慢ができないし、また突然のけがや病気もよくあり、短時間勤務体制はその柔軟な運用、そして社内協力体制がなければ、制度は絵に描いた餅になることがよくわかりました。制度に魂を入れるためにとても良い体験になりました。

小さな会社が生き残るために、そして生き残る価値のある会社であるために、**働く人が少しでもその力を発揮しやすくなるような職場環境を整えていきたい**と思っています。

特に**育児、介護に関する体制は今後優れた人材を雇用したければ欠かせないもの**だと考えています。また小さな会社だからこそ大企業より手厚くできる対策もあると思っています。これからも働きやすい職場づくりを進めてまいります。

代表取締役 野間 省一



●育児休業取得者の声



一人目は1歳半まで、二人目は1歳まで、育児休業を取得しました。休業中は、しっかりと子どもと向き合い、子どものペースで育児をすることができ、貴重な時間を過ごすことができました。

復帰後もまだまだ会社に迷惑をかけることが多いのですが、理解していただいている会社や上司の方々には、感謝の気持ちでいっぱいです。

慌ただしい毎日ですが、仕事を続けられてよかったと感じる事が多いので、育児休業が取得できたことを本当に有り難く思っています。

総務部 野間 智美

現在愛媛県内のくるみん認定企業は**32社**となりました!!
おめでとうございます!!

次号は... 1月に認定をした
あわしま堂をご紹介します!!

各社の取り組み内容は、愛媛労働局のホームページに掲載されています。詳しくはこちらへ!

http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/subpagex.html

認定申請書授与の様子



右：芙蓉海運株式会社
代表取締役社長 野間省一氏
左：愛媛労働局
雇用均等室長 山田泉

【編集発行】愛媛労働局雇用均等室

〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎

TEL：089-935-5222 FAX：089-935-5223

HP http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/koyoukinntou/k_kinto.html

